

急傾斜地の崩壊対策事業（予防保全対策）

予防保全対策				
事業名	急傾斜地崩壊対策事業 【国庫補助】	自然災害防止事業 【県単独】	小規模急傾斜地崩壊対策事業 【県費補助】	
事業主体	県	県	市町	
県関係課	砂防課	砂防課	砂防課	
事業目的	急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする	急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことによって、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする	市町が行う小規模急傾斜地崩壊対策事業を促進することにより、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、民生の安定を図ることを目的とする	
根拠法令等	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
採択基準	人家戸数	・人家10戸以上 （市町地域防災計画に位置づけられている避難路かつ要配慮者利用施設が保全対象となるもの等については人家5戸以上）	・人家10戸以上 （斜面高さ10m以上の場合は人家5戸以上）	・人家5戸以上 （5戸未満は官公署、学校、病院、旅館等が1戸以上ある場合に限る）
	斜面高さ	高さ10m以上 （市町地域防災計画に位置づけられている避難路かつ要配慮者利用施設が保全対象となるものについては斜面高さ5m以上）	高さ10m以上 （人家10戸以上の場合は高さ5m以上）	高さ5m以上
	斜面勾配	勾配30度以上	勾配30度以上	勾配30度以上
	事業費	7,000万円以上 （市町地域防災計画に位置づけられている避難路を有する場合は8,000万円以上）	無し	300万円以上
	その他要件	・移転適地がないこと ・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されている	・移転適地がないこと ・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されている	・移転適地がないこと ・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されている
負担割合	国40～47.5%、県40～47.5%、市町5～20%	県80～90%、市町10～20%	県1/2、市町1/2	
対策手法	・土留め擁壁工 ・法枠工等	・土留め擁壁工 ・法枠工等	・土留め擁壁工 ・法枠工等	

急傾斜地の崩壊対策事業

表1 採択基準表（急傾斜地の崩壊対策事業）

急傾斜地の高さ	10 m 以上	自然災害防止事業 【県事業（県単独）】	急傾斜地崩壊対策事業 【県事業（国庫補助）】
		小規模急傾斜地 崩壊対策事業 【市町事業（県費補助）】	自然災害防止事業 【県事業（県単独）】
	5 m 以上		
	5 戸 以上	10 戸 以上	保全人家戸数

※急傾斜地崩壊対策事業【県事業（国庫補助）】において、一定の条件の下、急傾斜地の高さ及び保全対象人家戸数の低減あり